

## 地域経済・文化活動リカバリー助成金交付要綱

### (総則)

第1条 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大や長期化の影響を受けている鳥取県内の企業、団体による展示会や文化芸術イベント等の開催を支援し、地域経済・文化の活性化及び賑わいの回復を図るため、米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）を利用し、規定の条件を満たす催事に対して、予算の範囲内において、地域経済・文化活動リカバリー助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 助成金交付対象とする催事は、鳥取県内に事業拠点をおく企業、団体が多目的ホールまたは国際会議室を1日以上利用し開催する、次の各号に掲げる催事とする。ただし、1日とは8時間以上の利用申し込みとする。

#### (1) 展示会

鳥取県立米子コンベンションセンター及び米子国際会議場の管理に関する事務取扱要領別表第2に定める見本市等に該当する催事

#### (2) 文化芸術活動

幅広く文化芸術に関する活動を伴う催事

### (交付条件)

第3条 助成金交付対象とする催事は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 主催者が、鳥取県内に事業拠点を置く企業、団体であること

(2) センター施設利用料を前納すること

(3) 利用申込書提出後の主催者変更または請求先変更を行わない催事であり、商業・法人登記（現在事項証明書、写しも可）を提出すること（主催者が任意団体等の場合は、団体の規約等団体の活動を証する書類）

(4) 主催者が自治体又はそれらが中心的な構成員として加入する団体でないこと

(5) 県もしくは市町村又はそれらが中心的な構成員として加入しもしくは5割以上出資する団体から補助金の交付を受けていないこと

(6) 学校減免制度及び文化団体減免制度など他の減免を受けていないこと（準備減免は除く）

(7) 宗教活動又は政治活動を目的としたものでないこと

(8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること

### (交付金額)

第4条 交付金額は、交付対象となる催事に係る施設利用料（多目的ホールあるいは国際会議室に付随する施設を含む）の2分の1に相当する金額とする。ただし、交付金額は50万円を上限とし、1,000円未満は切り捨てる。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に第3条3号に規定する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに助成金の交付決定を交付決定通知（様式第2号）にて行うものとする。

(事業の中止)

第7条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において、当該催事を中止しようとするときは、センター利用辞退届出書を理事長に提出しなければならない。

(特別措置)

第8条 前条によるセンター利用辞退届出書が提出された場合において、催事中止の理由が新型コロナウイルス感染拡大による止むを得ない事態によるもので、かつ、鳥取県立米子コンベンションセンター及び米子国際会議場の管理に関する事務取扱要領に定めたキャンセル料が発生したときは、ビューローは、キャンセル料の2分の1に相当する金額を交付決定額として申請者に交付する。ただし、交付金額は50万円を上限とし、1,000円未満は切り捨てる。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、催事終了後または前条の特別措置に該当するセンター利用辞退届出書の提出後20日以内に申請者に交付するものとする。

(助成金の交付の取消)

第10条 理事長は、申請の内容に誤りがあったとき又はセンター利用辞退届出書が提出された場合で第8条に規定する特別措置の適用とならないときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を（様式第3号）により取り消すことができる。

2 理事長は、前項の場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、2022年5月20日から施行し、2024年3月31日までに開催される催事に適用する。